

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年1月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
第1章 総則	<p>1 - 1 総則</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義</p> <p>23) 書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システム(A P S)を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票について、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 - 1 総則</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義</p> <p>22) 連絡とは、工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第 17 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールにより互いに知らせることをいう。</p> <p>23) 納品とは、受注者が工事監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p>24) 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>25) 情報共有システムとは、工事監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。また、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>26) 書面とは、工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名又は押印したのも有効とする。</p> <p>27) 工事帳票とは、施工計画書、工事施工協議簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事施工協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>1 - 1 - 47 法定外の労災保険の付保 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 46 保険の付保及び事故の補償」による。</p> <p>1 - 1 - 57 単品スライド 「札幌市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 58 単品スライド」による。</p>	土木工事共通仕様書に合わせ変更
第2章 工事現場管理等安全管理	<p>2 - 6 局地的な大雨への安全対策</p> <p>2 - 6 - 2 安全管理計画の追加</p> <p>(3) 迅速に退避するための対応</p> <p>2) 安全器具等の設置</p> <p>下水道管渠内作業員を引き上げるための<b>安全帯</b>などを用いる</p>	<p>2 - 6 局地的な大雨への安全対策</p> <p>2 - 6 - 2 安全管理計画の追加</p> <p>(3) 迅速に退避するための対応</p> <p>2) 安全器具等の設置</p> <p>下水道管渠内作業員を引き上げるための<b>墜落制止用器具</b>などを用いる</p>	記載の変更 労働安全衛生法施行令の改正による
第3章 材料	<p>3 - 2 工事材料</p> <p>3 - 2 - 2 土質材料、石材及び骨材</p> <p>6) 路盤材料</p> <p>注) 4 凍上試験地質工学会基準の凍上判定のための土の凍上試験法(J G S O 172-2003、道路土工要綱の資料 - 13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法(J H S 112)による。</p> <p>3 - 2 - 4 コンクリート</p> <p>1) 適用すべき諸基準</p> <p>下水道工事に使用するコンクリートは、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に<b>確認</b>をもとめなければならない。</p>	<p>3 - 2 工事材料</p> <p>3 - 2 - 2 土質材料、石材及び骨材</p> <p>6) 路盤材料</p> <p>注) 4 凍上試験地質工学会基準の凍上判定のための土の凍上試験法(J G S O 172-2009、道路土工要綱の資料 - 13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法(J H S 112)による。</p> <p>3 - 2 - 4 コンクリート</p> <p>1) 適用すべき諸基準</p> <p>下水道工事に使用するコンクリートは、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に<b>確認</b>をもとめなければならない。</p>	適用書籍の更新

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年1月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考																																		
	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成21年4月) その他(共通仕様書 1-5-2-1 適用すべき書基準)	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成21年4月) その他(共通仕様書 1-5-2-1 適用すべき諸基準)																																			
第4章 一般 施工	4-2 管路土工 11 埋戻しにあたっては、管頂30cmまでは構造物へ衝撃を与えないよう構造物上への機械での直接投入をさけ、人力によるはねつけ、かきならし等により1層ごとに適当な道具、小型機械及び方法で締固め、構造物の周り(特に管下端)に空隙のできぬよう、また沈下を生じないように施工しなければならない。 12 硬質塩化ビニル管(リブ付硬質塩化ビニル管は除く)の管上30cmまでの埋戻し土は、粒径20mm以上のれきを含んではならない。 13 埋戻しにあたっては、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を路体部では30cm以下、路床部では20cm以下として、各層毎に締固めなければならない。 14 締固め機械は、掘削幅、支保工の有無等、現場条件を勘案して決定すること。なお、ブルドーザ及び振動ローラ等については、鉄筋コンクリート管の場合は、管の直上30cm、硬質塩化ビニル管の場合は、管の直上50cmを越える部分で、かつ、構造物に損傷を与える恐れのない場合について使用することができる。  19 受注者は発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備を施すとともに、過積載が生じないように注意しなければならない。  下水道事業で管理している建設発生土受入先一覧表 <table border="1" data-bbox="341 1480 1498 1711"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>受入期間</th> <th>土 質 条 件</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場</td> <td>厚別区厚別山本 2452-1</td> <td>4月下旬~3 月中旬</td> <td>礫混じり、砂質土・火山灰等。 粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>管路保全課 (818-3451)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>手稲前田下水道再生土製造施設(手稲前田ストックヤード)</td> <td>手稲区手稲前田 611-3</td> <td>休止中</td> <td>砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>処理施設課 (818-3431)</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	所在地	受入期間	土 質 条 件	担当課	1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本 2452-1	4月下旬~3 月中旬	礫混じり、砂質土・火山灰等。 粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)	2	手稲前田下水道再生土製造施設(手稲前田ストックヤード)	手稲区手稲前田 611-3	休止中	砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)	4-2 管路土工 11 埋戻し土は、管頂30cmまでは機械または人力により構造物へ衝撃を与えない高さから投入するものとし、ダンプトラックにより構造物上へ直接投入を行ってはならない。締固めにおいては、人力によるはねつけ、かきならし等により1層ごとに人力または機械で締固め、構造物の周り(特に管下端)に空隙のできぬよう、また沈下を生じないように施工しなければならない。 12 硬質塩化ビニル管(リブ付硬質塩化ビニル管は除く)の管上30cmまでの埋戻し土は、粒径20mm以上のれきを含んではならない。 13 埋戻しにあたっては、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を路体部では30cm以下、路床部では20cm以下として、各層毎に締固めなければならない。 14 締固め機械は、掘削幅、支保工の有無等、現場条件を勘案して決定すること。締固め方法は、構造物に損傷を与えないように、管種によらず、下表をもとに選定すること。 <table border="1" data-bbox="1706 1102 2671 1291"> <thead> <tr> <th>管上からの高さ</th> <th>締固め方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30cm未満</td> <td>人力(木ダコ等)、振動コンパクター等</td> </tr> <tr> <td>30cm以上~50cm未満</td> <td>振動コンパクター、タンピングランマー等</td> </tr> <tr> <td>50cm以上</td> <td>タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザ等</td> </tr> </tbody> </table> 19 受注者は発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備を施すとともに、過積載が生じないように注意しなければならない。  下水道事業で管理している建設発生土受入先一覧表 <table border="1" data-bbox="1617 1491 2626 1617"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>土 質 条 件</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場</td> <td>厚別区厚別山本 2452-1</td> <td>礫混じり、砂質土・火山灰等。 粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>管路保全課 (818-3451)</td> </tr> </tbody> </table>	管上からの高さ	締固め方法	30cm未満	人力(木ダコ等)、振動コンパクター等	30cm以上~50cm未満	振動コンパクター、タンピングランマー等	50cm以上	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザ等	名 称	所在地	土 質 条 件	担当課	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本 2452-1	礫混じり、砂質土・火山灰等。 粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)	記載の変更
	名 称	所在地	受入期間	土 質 条 件	担当課																																
1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本 2452-1	4月下旬~3 月中旬	礫混じり、砂質土・火山灰等。 粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)																																
2	手稲前田下水道再生土製造施設(手稲前田ストックヤード)	手稲区手稲前田 611-3	休止中	砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)																																
管上からの高さ	締固め方法																																				
30cm未満	人力(木ダコ等)、振動コンパクター等																																				
30cm以上~50cm未満	振動コンパクター、タンピングランマー等																																				
50cm以上	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザ等																																				
名 称	所在地	土 質 条 件	担当課																																		
厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本 2452-1	礫混じり、砂質土・火山灰等。 粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)																																		

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年1月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
第5章 開削工	5 - 7 管路土留工 4 掘削深が 1.5m以上、又は崩壊のおそれがある時は、土留工を施さなければならない。	5 - 7 管路土留工 4 掘削深が 1.5m以上、又は崩壊のおそれがある時は、 <b>原則</b> 、土留工を施さなければならない。 ただし、切り取り面にその箇所の土質に見合った安全な勾配を保って掘削できる場合はこの限りではない。その際の勾配は「札幌市土木工事積算要領及び資料 第 部 土木工事積算基準の運用と解説 01 土工 床掘に関する標準的な考え方(参考)」を参照し、掘削面の高さ、地山の土質条件、地下水位の有無、埋戻しまでの期間等を考慮の上、安全な勾配とすること。	記載の変更
第11章 管布設工・管更生工	11 - 2 管更生工 11 - 2 - 7 出来形管理 3 内面仕上がり状況の管理 1) 受注者は、更生工完了時において更生管内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは <b>テレビカメラ</b> 等により外観検査を行い、その結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、 <b>テレビカメラ</b> 等の場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。	11 - 2 管更生工 11 - 2 - 7 出来形管理 3 内面仕上がり状況の管理 1) 受注者は、更生工完了時において更生管内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは <b>TVカメラ</b> 等により外観検査を行い、その結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、 <b>TVカメラ</b> 等の場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。	記載の変更

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
第14章 事業損失防止・技術管理	<p>14-1 家屋調査(事前・事後調査)</p> <p>14-1-2 基本的処理方法 (立入り及び立会い)</p> <p>9 受注者は、事前に家屋調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>10 受注者は、同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>11 受注者は、家屋調査等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。</p>	<p>14-1 家屋調査(事前・事後調査)</p> <p>14-1-2 基本的処理方法 (立入り及び立会い)</p> <p>9 受注者は、事前に家屋調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>10 受注者は、同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>11 受注者は、家屋調査等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。その際、立会簿を作成し権利者の署名・捺印を得ること。</p> <p>12 受注者は、権利者と面接し説明を行った場合は、その都度、説明の内容及び権利者の主張または質疑の内容等を説明記録簿に記載すること。</p>	追加

章(改定後)	現 行	改 定	備 考																																		
	<p>(新設)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">説 明 記 録 簿</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">説明場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>説明年月日</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 40%;">時間 自 至</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">出席者</td> <td>説明者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">説明内容及び質疑</td> <td colspan="4" style="height: 200px;"></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">特記事項</td> <td colspan="4" style="height: 150px;"></td> </tr> </thead> </table> <p style="font-size: small;">注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。</p>	説 明 記 録 簿					説明場所					説明年月日	年	月	日	時間 自 至	出席者	説明者				相手方				説明内容及び質疑					特記事項					追加
説 明 記 録 簿																																					
説明場所																																					
説明年月日	年	月	日	時間 自 至																																	
出席者	説明者																																				
	相手方																																				
説明内容及び質疑																																					
特記事項																																					



下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年1月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
第16章 下水道管きょ工事施工管理基準等	<p>16 - 1 総則</p> <p>16 - 1 - 2 適用</p> <p>この基準は、下水道河川局が発注する下水道管きょ工事、その他これらに類する工事について適用する。</p> <p>ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難しい場合は、工事監督員の承諾を得て他の方法によることができる。</p> <p>16 - 3 出来形管理基準及び規格値</p> <p>工事はすべて設計どおりの形状寸法、品質で完成しなければならない。しかし、そのように努力してもやはり局部的に若干の誤差が出るのが予想される。プラス(+)あるいはマイナス(-)ばかりの誤差が全体で累積されて過大工事あるいは出来高不足工事となってはならない。</p> <p>なお、次表に示す長さの許容範囲は任意の構造物の一連の施工延長に対する誤差である。</p> <p>16 - 3 - 1 一般施工の出来形管理</p> <p>(略)</p> <p>16 - 3 - 2 道路工の出来形管理</p> <p>(略)</p> <p>16 - 3 - 3 下水道の出来形管理</p>	<p>16 - 1 総則</p> <p>16 - 1 - 2 適用</p> <p>この基準は、札幌市下水道河川局が発注する下水道管きょ工事、その他これらに類する工事について適用する。</p> <p>ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難しい場合は、工事監督員の承諾を得て他の方法によることができる。</p> <p>なお、本章に特に定めのない事項については、札幌市土木工事共通仕様書 土木工事施工管理基準の規定によるものとする。</p> <p>16 - 3 出来形管理基準及び規格値</p> <p>一般施工、道路土工等は札幌市土木工事共通仕様書 土木工事施工管理基準の規定による。</p> <p>工事はすべて設計どおりの形状寸法、品質で完成しなければならない。しかし、そのように努力してもやはり局部的に若干の誤差が出るのが予想される。プラス(+)あるいはマイナス(-)ばかりの誤差が全体で累積されて過大工事あるいは出来高不足工事となってはならない。</p> <p>なお、次表に示す長さの許容範囲は任意の構造物の一連の施工延長に対する誤差である。</p> <p>(削除)</p> <p>16 - 3 - 1 下水道の出来形管理</p>	<p>一般施工・道路工の記載について、土木工事共通仕様書を参照するように変更</p> <p>一般施工・道路工の記載について、土木工事共通仕様書を参照するように変更</p> <p>記載の変更</p>

章 (改定後)		現 行				改 定				備 考			
工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準		概要	工種	項目	施工管理基準		概要			
			測定基準	結果表による場合				設計図による場合					
管きよ基礎工及び管布設工	幅 (コンクリート基礎) a1 (碎石基礎) a1 厚さ h1 基準高 曲線の偏位 延長 (L'及びΣL)	-10 -60 -10 ±30※ 左・右 50 -200 ≤ ΣL' ≤ +500 -200 ≤ L' ≤ +500	20m又は埋戻しの工程ごとに1回測定する。 なお、φ600mm以下の管の場合の基準高は管頂で測定するものとす る。	結果表に取りまとめる。 (設計値、実測値、差を記入する)	図面標示箇所に記入する。 (展開図、見取図に実測値を朱書きする)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。	管きよ基礎工及び管布設工	幅 (コンクリート基礎) a1 (碎石基礎) a1 厚さ h1 基準高 中心線の偏位 (水平) 延長 (L'及びΣL)	-10 -60 -10 ±30※ 左・右 50 -200 ≤ ΣL' ≤ +500 -200 ≤ L' ≤ +500	延長20mにつき1箇所 の割合、及び各マンホール間の両端部で測定する。 なお、φ600mm以下の管の場合の基準高は管頂で測定するものとす る。	結果表に取りまとめる。 (設計値、実測値、差を記入する)	図面標示箇所に記入する。 (展開図、見取図に実測値を朱書きする)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。
矩形きよ布設工 (函きよ工)	基準高 内空幅 b 厚さ t1~t4 内空高 h 延長 (L'及びΣL)	±30※ -30 -20 -30 -200 ≤ ΣL' ≤ +500 -200 ≤ L' ≤ +500	函 (管) 体寸法は、両端及び施工継箇所測定する。 その他は寸法標示箇所で測定する。	図面表示のできないものについては結果表に取りまとめる。 (-〃-)	-〃- (-〃-)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。	矩形きよ布設工 (函きよ工) 現場打	基準高 内空幅 b 厚さ t1~t4 内空高 h 延長 (L'及びΣL)	±30※ -30 -20 -30 -200 ≤ ΣL' ≤ +500 -200 ≤ L' ≤ +500	函 (管) 体寸法は、両端及び施工継箇所測定する。 その他は寸法標示箇所で測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。	図面表示のできないものについては結果表に取りまとめる。 (-〃-)	-〃- (-〃-)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。
推進工 (小口径推進工含む)	基準高 中心線の偏位 延長 (L'及びΣL)	±50※ 左・右 100※ -200 ≤ ΣL' ≤ +500 -200 ≤ L' ≤ +500	中心線測量、水準測量は管1本ごとに実施する。	結果表に取りまとめる。 一推進区間毎に推進区間全線とする (-〃-)	-〃- (-〃-)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。	推進工 (小口径推進工含む)	基準高 中心線の偏位 延長 (L'及びΣL)	±50※ 左・右 50※ -200 ≤ ΣL' ≤ +500 -200 ≤ L' ≤ +500	中心線測量、水準測量は管1本ごとに実施する。	結果表に取りまとめる。 一推進区間毎に推進区間全線とする (-〃-)	-〃- (-〃-)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。

記載の変更



下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年1月改定)

章 (改定後)		現 行				改 定				備 考
工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準		概要	工種	項目	施工管理基準		概要
			測定基準	結果表による場合				測定基準	結果表による場合	
シールド工 (一次覆工省略型 ・二次覆工一体型)	基準高 (一次) 一次中心線の偏位 延長 (L及びΣL)	±50※ 左・右 200※ -200 ≤ ΣL ≤ +500 -200 ≤ L ≤ +500	直線部は5リングごとに測定する。 曲線部は2リングごとに測定する。	結果表に取りまとめる。 (設計値、実測値、差を記入する)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。	シールド工 (一次覆工省略型 ・二次覆工一体型)	基準高 (一次) 一次中心線の偏位 延長 (L及びΣL)	直線部は5リングごとに測定する。 曲線部は2リングごとに測定する。	結果表に取りまとめる。 (設計値、実測値、差を記入する)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。
	基準高 (二次) 二次中心線の偏位 仕上がり内径	±30 左・右 30 ±10	直線部は40mに2か所の割りで測定する。 曲線部は10mを超えない範囲で測定する。	— — (— —)	— — (— —)		— — (— —)			
管 更 生 工 (反転・形成)	基準高 中心線の偏位 延長 (L及びΣL)	±50※ 左・右 200※ -200 ≤ ΣL ≤ +500 -200 ≤ L ≤ +500	直線部は5リングごとに測定する。 曲線部は2リングごとに測定する。	— — (— —)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。	管 更 生 工 (反転・形成)	基準高 中心線の偏位 延長 (L及びΣL)	直線部は5リングごとに測定する。 曲線部は2リングごとに測定する。	— — (— —)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。
	仕上がり厚さ	設計値 (計算値) を下回らない。 ※	11-2-7 図 11-2-1により6点の仕上がり厚さを測定する。	— — (— —)	※6点の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限値は+20%以内とし、最小値は設計更生厚以上とする。					
管 更 生 工 (製管)	仕上がり内径	設計値 (計算値) を下回らない。 ※	11-2-7 図 11-2-2により2断面の仕上がり内径を測定する。	— — (— —)	※2断面の仕上がり内径の平均値とする。	管 更 生 工 (製管)	仕上がり内径	11-2-7 図 11-2-2により2断面の仕上がり内径を測定する。	— — (— —)	※2断面の仕上がり内径の平均値とする。
	マンホール設置工 (現場打ちマンホール含む)	±100 50 (マンホール深5m以下) ※ H/100 (マンホール深5mを超える) ※	マンホールごとに測定する。 ※	— — (— —)	※地盤状況等により特にこれにより難い場合は特記仕様書及び施工協議簿による。					
マンホール設置工 (現場打ちマンホール駆体)	基準高 内空幅 b 厚さ t 1 ~ t 4 内空高 h	±30 -30 -20 -30	マンホールごとに測定する。 寸法表示箇所測定する。	図面表示のできないものについては結果表に取りまとめる。 (— —)	— — (— —)	マンホール設置工 (現場打ちマンホール駆体)	基準高 内空幅 b 厚さ t 1 ~ t 4 内空高 h	図面表示のできないものについては結果表に取りまとめる。 (— —)	— — (— —)	— — (— —)

記載の変更

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年1月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
	16 - 4 品質管理基準及び規格値  (略)	16 - 4 品質管理基準及び規格値 札幌市土木工事共通仕様書 土木工事施工管理基準の規定による。 道路土工の必須試験であるプルーフローリングについては、省略する (削除)	品質管理基準 及び規格値の 記載の変更

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考																							
	<p>【砂質土】                  (路体)：次の密度への締固めが可能範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め)試験 (JISAI210) (A・B法)。                  (路床)：次の密度への締固めが可能範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め)試験 (JISAI210) (A・B法)。                  最大乾燥密度の90%以上(締固め)試験 (JISAI210) (C・D・E法)。                  ただし、JISAI210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。                  【粘性土】                  (路体)：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、                  ・空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%                  ・飽和度Srが85%≤Sr≤95%                  (路床)：トラフィカビリティが確保できる含水比において、                  ・空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%                  ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。</p>		<p>試験成績表等による確認</p> <p>概要</p> <p>・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。                  ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。                  ・管路の埋設等小規模な埋戻しにおいて、転圧力の大きな施工機械が使用できない等の理由により、左の規格値の適用が困難な場合は、別途設計図書による。</p>	<p>記載の追加</p>																						
<p>必須 施工</p>	<p>現場密度の測定又は飽和度の測定 (粘土質)</p>		<p>試験項目</p> <p>試験方法</p> <p>最大粒径≤53mm                  JISAI214(砂置換法)                  JISAI210AB法                  最大粒径&gt;53mm:                  補装調査試験法(便覧 [4]-185 (突砂法))</p> <p>規格値</p> <p>【砂質土】                  (路体)：次の密度への締固めが可能範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め)試験 (JISAI210) (A・B法)。                  (路床)：次の密度への締固めが可能範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め)試験 (JISAI210) (A・B法)。                  最大乾燥密度の90%以上(締固め)試験 (JISAI210) (C・D・E法)。                  ただし、JISAI210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。                  【粘性土】                  (路体)：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、                  ・空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%                  ・飽和度Srが85%≤Sr≤95%                  (路床)：トラフィカビリティが確保できる含水比において、                  ・空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%                  ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。</p>	<p>試験区分</p> <p>必須</p> <p>種別</p> <p>施工</p> <p>工種</p> <p>道路土工</p>																						
			<p>試験基準</p> <p>路体：1,000m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。                  ただし、5,000m<sup>3</sup>未満の工事では、1工事当り3回以上。                  路床：500m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。                  ただし、1,500m<sup>3</sup>未満の工事では、1工事当り3回以上。                  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。                  各試験の「1工事当り3回以上」に該当する場合は、以下を参考とする。                  ・これにより難しい場合は、監督員と協議すること。                  各試験は、原則同一断面かつ、一層の仕上り厚が最大となる箇所で行う。ただし、管きょ部及び立坑部は人力施工箇所を路体、路体のどちらかで必ず含むこと。                  (試験箇所の詳細については別図「各工法における現場密度試験の測定箇所について」を参照)                  路体の施工厚が20cm未満の場合は、路体で試験を行わず、路体の試験のかわりに路床で試験をすることができる。路体の施工がない場合は路床で2回行う。                  締固め方法における、人力施工、機械施工とは下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>締固め方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人力</td> <td>人力 (木タコ等) 小型機械 (振動コンパクタ等)</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー 一等</td> </tr> </tbody> </table> <p>開削工法、推進工法における路体・路床それぞれの試験回数は以下を参考にすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>管きょ部</th> <th>マンホール部</th> <th>立坑部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工法</td> <td>2回以上</td> <td>1回以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>推進工法</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3回以上※</td> </tr> <tr> <td>2工法併用</td> <td>1回以上</td> <td>-</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立坑部が3か所未満の場合各立坑1回</p>	分類	締固め方法	人力	人力 (木タコ等) 小型機械 (振動コンパクタ等)	機械	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー 一等	工法	管きょ部	マンホール部	立坑部	開削工法	2回以上	1回以上	-	推進工法	-	-	3回以上※	2工法併用	1回以上	-	1回以上	<p>備考</p>
分類	締固め方法																									
人力	人力 (木タコ等) 小型機械 (振動コンパクタ等)																									
機械	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー 一等																									
工法	管きょ部	マンホール部	立坑部																							
開削工法	2回以上	1回以上	-																							
推進工法	-	-	3回以上※																							
2工法併用	1回以上	-	1回以上																							

章(改定後)	現 行	改 定	備 考																			
(新設)		<p>別図「各工法における現場密度試験の測定箇所について(例)」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>箇所</th> <th>平面位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開削工法</td> <td>管きよ部</td> <td> <p>・1(回/スパン)までを原則とし、同じスパンで試験する場合は試験位置を離す。</p> </td> </tr> <tr> <td>マンホール部</td> <td> <p>・管きよ周辺を選定しない。(管きよ部と同様の施工箇所となるため)</p> </td> </tr> <tr> <td>推進工法</td> <td>立坑部</td> <td> <p>☆：試験位置</p> <p>・管きよ周辺の人力施工を含む箇所で試験を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>断面位置(管きよ部及び立坑部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">埋戻しに路体を含まない例</th> <th colspan="2">埋戻しに路体を含む例</th> </tr> <tr> <th>路体が20cm未満の場合</th> <th>路体が20cm以上の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>☆：試験位置</p> <p>※ 各層(路床・路体)の上端では一層の仕上がり厚が最大とならない場合がある。最大の厚さとなる箇所で試験を行うこと。</p>	工法	箇所	平面位置	開削工法	管きよ部	<p>・1(回/スパン)までを原則とし、同じスパンで試験する場合は試験位置を離す。</p>	マンホール部	<p>・管きよ周辺を選定しない。(管きよ部と同様の施工箇所となるため)</p>	推進工法	立坑部	<p>☆：試験位置</p> <p>・管きよ周辺の人力施工を含む箇所で試験を行う。</p>	埋戻しに路体を含まない例	埋戻しに路体を含む例		路体が20cm未満の場合	路体が20cm以上の場合				新設
工法	箇所	平面位置																				
開削工法	管きよ部	<p>・1(回/スパン)までを原則とし、同じスパンで試験する場合は試験位置を離す。</p>																				
	マンホール部	<p>・管きよ周辺を選定しない。(管きよ部と同様の施工箇所となるため)</p>																				
推進工法	立坑部	<p>☆：試験位置</p> <p>・管きよ周辺の人力施工を含む箇所で試験を行う。</p>																				
埋戻しに路体を含まない例	埋戻しに路体を含む例																					
	路体が20cm未満の場合	路体が20cm以上の場合																				

16 - 5 写真管理基準

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和5年1月改定)

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
	<p>16 - 5 写真管理基準</p> <p>16 - 5 - 1 一般事項</p> <p>16 - 5 - 1 - 2 工事写真の分類 (略)</p> <p>16 - 5 - 1 - 3 工事写真の撮影基準 (略)</p> <p>16 - 5 - 1 - 4 写真の省略 (略)</p> <p>16 - 5 - 1 - 5 写真の編集等 (略)</p> <p>16 - 5 - 1 - 6 撮影の仕様 (略)</p> <p>16 - 5 - 1 - 7 留意事項等 (略)</p> <p>16 - 5 - 1 - 8 工事写真の整理方法 (略)</p> <p>16 - 5 - 1 - 9 用語の定義 (略)</p> <p>16 - 5 - 1 - 10 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について (略)</p> <p>16 - 5 - 3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案) (略)</p>	<p>16 - 5 - 1 一般事項</p> <p>16 - 5 - 1 - 2 工事写真の分類 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 2 写真の分類」による。</p> <p>16 - 5 - 1 - 3 工事写真の撮影基準 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 3 工事写真の撮影基準」による。</p> <p>16 - 5 - 1 - 4 写真の省略 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 4 写真の省略」による。</p> <p>16 - 5 - 1 - 5 写真の編集等 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 5 写真の編集等」による。</p> <p>16 - 5 - 1 - 6 撮影の仕様 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 6 写真の編集等」による。</p> <p>16 - 5 - 1 - 7 撮影の留意事項等 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 7 撮影の留意事項等」による。</p> <p>16 - 5 - 1 - 8 整理提出 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 8 整理提出」による。</p> <p>16 - 5 - 1 - 9 用語の定義 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 9 用語の定義」による。</p> <p>16 - 5 - 1 - 10 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について 「札幌市土木工事共通仕様書 2 - 7 - 14 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。</p> <p>(削除)</p>	<p>写真管理基準の一般事項について、土木工事共通仕様書を参照するように変更</p> <p>廃止</p>
全体			各様式の押印を求める箇所については全て廃止した。

章番号の変更等の軽微な変更は、省略した。